

第21回東京都新型コロナウイルス 感染症対策本部会議

次 第

令和2年4月23日（木）16時00分から
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

- 1 開会
- 2 状況報告
- 3 各局発言
- 4 本部長発言・指示
- 5 閉会

新型コロナウイルス関連肺炎に関する対応

1. 現在の状況

○ 主な国・地域ごとの発生状況（厚生労働省発表 4月22日12時時点）

国・地域	感染者数	死亡者数
米 国	823,257	44,845
ス ペ イ ン	204,178	21,282
イ タ リ ア	183,957	24,648
ド イ ツ	148,291	5,033
フ ラ ン ス	117,324	20,796
英 国	129,044	17,337
中 国	82,788	4,632
イ ラ ン	84,802	5,297
ト ル コ	95,591	2,259
ベ ル ギ ー	40,956	5,998
そ の 他	605,330	23,922
合 計	2,515,518	176,049

※ 201の国・地域で確認されている。

○ 国内の発生状況（厚生労働省発表 4月22日12時時点）

都道府県	感染者数	死亡者数
東 京 都	3,320	19
大 阪 府	1,351	15
神 奈 川 県	816	19
千 葉 県	704	11
埼 玉 県	681	10
兵 庫 県	546	17
福 岡 県	539	13
北 海 道	473	21
愛 知 県	422	27
京 都 府	264	6
そ の 他	2,234	45
合 計	11,350	203

※チャーター便帰国者15名、空港検131名、クルーズ船乗員・乗客712名を除く。

○ 都の発生状況 3,439名（4月22日23時00分時点） 福祉保健局プレス発表資料累計

- ・海外からの旅行者 3名（中国在住）
- ・都内在住者 3,436名（うち死亡者81名）

○ 国の動き

- 1月21日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月24日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月28日 新型コロナウイルスについて、感染症法に基づく指定感染症及び検疫感染症に指定
- 1月30日 新型コロナウイルス感染症対策本部設置
第1回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月31日 第2回、第3回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月1日 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令及び検疫法施行令の一部を改正する政令の施行
- 2月1日 第4回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月5日 第5回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月6日 第6回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月12日 第7回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月13日 第8回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月14日 第9回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月16日 第10回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
第1回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月18日 第11回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月19日 第2回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月23日 第12回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月24日 第3回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月25日 第13回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月26日 第14回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月27日 第15回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月29日 第4回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月1日 第16回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月2日 第5回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月5日 第17回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月7日 第18回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月9日 第6回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月10日 第19回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月10日 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案閣議決定
- 3月14日 「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項の政令で定める日を定める政令」施行
- 3月17日 第7回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月18日 第20回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月19日 第8回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月20日 第21回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月23日 第22回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月26日 第9回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部設置
第23回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

- 3月28日 第24回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針決定
- 4月1日 第25回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
第10回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 4月6日 第26回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月7日 第27回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発出
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 4月11日 第28回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 4月16日 第29回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 4月22日 第30回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

○ 都の動き

- 1月24日 新型コロナウイルス関連肺炎第1回東京都危機管理対策会議
- 1月27日 新型コロナウイルス関連肺炎第2回東京都危機管理対策会議
- 1月28日 新型コロナウイルス関連肺炎第3回東京都危機管理対策会議
- 1月29日 新型コロナウイルス関連肺炎第4回東京都危機管理対策会議
- 1月30日 東京都新型コロナウイルス感染症対策本部設置
第1回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月31日 第2回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月3日 第3回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月7日 第4回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月12日 第5回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月14日 第6回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月17日 第7回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月18日 第8回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月21日 第9回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月26日 第10回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月3日 第11回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月12日 第12回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月23日 第13回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月26日 新型コロナウイルスインフルエンザ等対策特別措置法に基づく東京都新型コロナウイルス感染症対策本部設置
- 3月27日 第14回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月30日 第15回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月1日 第16回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月6日 第17回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月8日 第18回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月10日 第19回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月15日 第20回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

2 都の対応

[新型コロナウイルス関連肺炎全般]

- ・情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組むことを確認
- ・新型コロナウイルスに関する情報の発信（多言語対応）
- ・新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口の設置
- ・感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催
- ・厚生労働大臣あての緊急要望を実施
- ・新型コロナウイルス感染症に関する知事メッセージ発信
- ・「帰国者・接触者電話相談センター」、「帰国者・接触者外来」の新規開設
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算編成
- ・「新型コロナウイルス感染症に関する集中的取組」策定
- ・文部科学大臣あての緊急要望を実施
- ・「新型コロナウイルス感染症東京都緊急対応策」策定
- ・内閣総理大臣あての緊急要望を実施（3月12日）
- ・「都としての新たな対応方針」策定
- ・内閣総理大臣あての緊急要望を実施（3月26日）
- ・1都4県知事共同メッセージの発信
- ・九都県市首脳会議緊急メッセージの発信
- ・東京都緊急事態措置案の事前公表
- ・東京都緊急事態措置の実施（外出自粛要請、令和2年4月8日零時から5月6日）
- ・東京都緊急事態措置の実施（施設の使用停止及び催物の開催の停止要請、令和2年4月11日零時から5月6日）

新型コロナウイルス感染症への各局の対応

○ 各局における主な対応

(総務局)

- ・ 情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組むことの周知
- ・ 人権部 HP に「都民の皆様へ」と題したメッセージを掲載
- ・ 東京バス協会等 3 団体へマスク 15 万枚を各局から提供
- ・ 区市町村への情報提供、実務者会議を実施
- ・ 都内区市町村へマスク 20 万枚を提供
- ・ イベント主催者に対して、5月6日までのイベント開催の取扱いについて改めて依頼
- ・ 区市町村長に対して、所管施設におけるイベント開催の取扱いについて依頼
- ・ 区市町村長に対して、新型コロナウイルス感染症対策に係る広報の協力について依頼
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態措置相談センター（コールセンター）を設置
- ・ 宿泊施設における感染者への支援のため自衛隊へ派遣要請
- ・ 感染症の影響により内定を取り消された新卒者等を対象とした非常勤職員採用を実施

(政策企画局)

- ・ 在京大使館等への情報提供
- ・ 都と包括交流に関する覚書を締結している中国・清華大学に防護服を提供
- ・ 都主催イベントの取扱いについて、2月22日から3月15日（拡大防止の重要な期間として位置づけ）の対応方針を各局へ周知
- ・ 都主催イベントについては、専門家の意見等を踏まえ、4月12日までの間、方針を継続
- ・ 都民利用施設を含めた、イベントの中止・延期等の情報を東京都公式ホームページに掲載（4月17日現在）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策特別広報チームを立上げ
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策サイトを開設（3月3日）
- ・ 新型コロナウイルス感染症東京都緊急対応策（第三弾）を発表（3月12日）
- ・ 1都4県（3月26日）、九都県市（4月1日）でテレビ会議実施、共同メッセージ発出
- ・ 九都県市でテレビ会議実施、住民に対する共同要請メッセージ発出（4月9日）
- ・ 都主催イベントについては、感染拡大の重大局面にある状況を鑑み、5月6日まで方針を継続
- ・ 4月3日より、「東京動画」をベースに知事による情報発信（ライブ配信）を開始（ほぼ毎日午後6時45分から配信）
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する東京都の支援策をとりまとめ、東京都公式ホームページ等に掲載（4月14日）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策と都民生活や経済を支える東京都緊急対応策（第四弾）を発表（4月15日）

(財務局)

- ・ 都庁展望室の休室
- ・ 契約事務手続きに関する対応（工事、設計等委託、物品買入れ等）
- ・ 公共工事の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドラインの策定及び周知

(主税局)

- ・ 国が所得税の申告納付期限（現行3月16日）を4月16日まで1か月延長したことを受け、個人事業税の確定申告についても申告期限（現行3月16日）を4月16日まで延長

- ・新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受け、又は、著しく納税資力が低下している納税者等に対する徴収猶予の適用について迅速かつ柔軟に対応

(生活文化局)

- ・ 新型コロナウイルスに関する情報の発信（多言語対応）
- ・ 私立学校への感染症対策の注意喚起
- ・ 都民への感染症対策に関する知事メッセージなどを、SNS、CM、デジタルサイネージ等の各種媒体により発信
- ・ 新型コロナウイルス関連情報へのリンク等をまとめたページ（日本語・英語・中国語・韓国語・やさしい日本語）を都庁総合ホームページに掲載、ワンクリックでアクセス可能
- ・ 在住外国人への情報提供に利用できる「やさしい日本語」による文書を作成し、区市町村や関係団体へ提供
- ・ 広報東京都 3月号 1面 で、相談窓口、咳エチケット、知事メッセージを掲載
- ・ LINE で、新型コロナウイルス感染症に関する Q&A をわかりやすく掲載するなどメニューを拡充
- ・ 3月 13日～15日に、新聞主要 6紙に相談フロー図、知事メッセージを掲載
- ・ 広報東京都 4月号 1面・2面 で、行動指針、相談フロー図、知事メッセージ、中小企業支援内容を掲載
- ・ 消費者に向けて、マスクやトイレトーパーに加え、食料品に関しても買い占めを行わないよう、ホームページや SNS で発信
- ・ 都立文化施設等におけるイベント主催者に対して、イベント開催の取扱いについて改めて依頼
- ・ 私立学校に対して、都立学校の措置を参考に協力を要請
- ・ 都立文化施設等の休館（5月 6日まで）
- ・ 対面となる来庁による公文書の開示請求等の自粛を要請
- ・ 旅券（パスポート）の申請受付を 5月 6日まで休止
- ・ 一時滞在施設用に体温計 4 5 0 本を提供
- ・ 計量検定所における検定の緊急対応（医療機関向け血圧計 1850 台、酒精度浮ひょう 20 本）
- ・ 生活面で不安などを抱える外国人の方の相談に多言語で対応する「東京都外国人新型コロナ生活相談センター（Tokyo Coronavirus Support Center for Foreign Residents）〔略称：TOCOS トコス〕」を開設
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する情報を発信するテレビ番組を新たに開始するなど情報発信を強化
- ・ 「東京動画」STAY HOME 週間 特設コーナーを設置

(オリンピック・パラリンピック準備局)

- ・ 東京マラソン財団と連携し、マスクと消毒液を学校関連施設及び医療機関に寄贈
- ・ 都立スポーツ施設等の休館

(都市整備局)

- ・ 感染症拡大に備えたスムーズBiz活用の呼び掛け
- ・ 鉄道駅等へのポスター掲示等を通じた外出自粛の呼び掛け
- ・ 新宿・渋谷・東京エリアにおける鉄道利用者数の動向を発信
- ・ SNS やラジオ等を通じた交通・物流等に従事する方へのエールの発信

(住宅政策本部)

- ・ 都営住宅及び公社住宅居住者向けのホームページに感染症対策の注意喚起チラシを掲載
- ・ 武漢から帰国した邦人等について、健康観察期間終了後、都営住宅を一時的に提供
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大の影響による収入の減少に伴い、一時的に使用料等のお支払いが困難な事情がある都営住宅・公社住宅の居住者等の方に対し、使用料等のお支払いを一定期間猶予
- ・ 都営住宅においては、既存制度である収入の再認定及び減免制度を活用して、転職、退職等による収入減少の場合、最新の収入に応じた使用料への見直しや、さらに一定基準以下の収入の場合には

使用料の減額を実施

(環境局)

- ・ 自然公園施設等の利用休止の実施

(福祉保健局)

- ・ 新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・ 感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・ 帰国者に対し健康管理リーフレットについて外務省を通じて機内配布
- ・ 「帰国者・接触者電話相談センター」、「帰国者・接触者外来」の新規開設
- ・ 都内医療機関や保健所に対し、防護服を順次配布（累計 80,350 着提供）
- ・ 中華人民共和国に対する防護服の提供
- ・ 国からの緊急要請に基づき、横浜港沖に停泊しているクルーズ船の検疫官が使用する医療従事者用マスク 1 万枚を提供
- ・ 地区医師会に対し防護服 4,800 着を提供
- ・ 神奈川県に対し防護服 20,000 着を提供
- ・ 全国知事会からの依頼に基づき、神奈川県に対し、医療従事者用マスク 5,000 枚を提供
- ・ 都内医療機関、社会福祉施設、保健所へマスク約 11 万枚を提供
- ・ 都内医療機関に入院中の新型コロナウイルス感染症患者（無症状、軽症の方）を受け入れるため、ホテルなどの施設を都が確保（4月7日受け入れ開始）
- ・ 失業等に伴う住居喪失者への一時住宅等の提供

(病院経営本部)

- ・ 羽田空港に到着した在留邦人のうち体調不良の方を都立・公社病院で受入
- ・ クルーズ船の陽性患者、保健所からの要請に基づく陽性患者、他院からの重症患者等を受入れ

(産業労働局)

- ・ 緊急調査を実施し、必要な対応策を検討
「新型コロナウイルス感染症による企業活動への影響度・実態等に関する調査」を実施
- ・ 産業労働局金融部及び中小企業振興公社に、「新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口」を設置（3月31日まで夜間延長）
- ・ 時差通勤やテレワークの推進を業界団体や企業へ速やかに要請
（東京商工会議所、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会、（一社）新経済連盟、日本 IT 団体連盟に要請。経団連、経済同友会は知事が要請）
- ・ 中小企業の資金繰り円滑化等への協力要請（東京都信用金庫協会、東京都信用組合協会）
- ・ 各種支援策をまとめたチラシを作成
- ・ 「東京都感染拡大防止協力金」の申請受付を開始

(中央卸売市場)

- ・ 各市場の取引委員会等を通じて、市場業者に対し、手洗いの励行や従業員の健康管理など感染拡大防止の取組への協力を要請。本庁による現場のバックアップ体制を整備
- ・ 新型コロナウイルス感染症による経営への影響について、市場業者へのヒアリング調査を実施。各種融資制度等の周知を図るほか、専門家による経営相談体制を構築
- ・ 市場業者の使用料及び光熱水費（電気料金、水道料金など）の支払いを猶予

(建設局)

- ・ 都立公園などにおける取組みの実施

(港湾局)

- ・ 東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催
- ・ 横浜港沖に停泊しているクルーズ船の乗客乗員に生活用品を提供
- ・ ゆりかもめにおいてスムーズビズの活用や感染症対策に関する呼びかけを実施
- ・ 調布飛行場・竹芝客船ターミナルにおける乗客への検温実施及び島内での健康相談先等の案内チラシを配布
- ・ 海上公園施設等の臨時休園・使用中止等の実施

(交通局)

- ・ 局ホームページや駅構内放送等により、スムーズビズの実施への協力を呼びかけ
- ・ ダイヤモンド・プリンセス下船者の大型観光バスによる輸送対応
- ・ 都庁前駅に赤外線サーモグラフィを使用した「駅ナカ検温コーナー」を設置

(水道局・下水道局)

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、一時的に水道料金・下水道料金のお支払いが困難な事情がある方（個人・事業者）に対し、お申し出に応じ、一定期間水道料金・下水道料金のお支払いを猶予

(教育庁)

- ・ 学校及び保護者への感染症対策の注意喚起
- ・ 都立高校入学者選抜における対応
- ・ 公立学校の出席停止、臨時休業並びに卒業式などの学校行事への対応
- ・ 都教委HPにおける学習支援サイト（学びの支援サイト）の立ち上げ
- ・ ICTパイロット校等における取組の推進及び他の都立学校への展開
- ・ 臨時休業・春季休業中の過ごし方に関するリーフレットの作成及び周知
- ・ 都立学校版 感染症予防ガイドラインの作成及び周知
- ・ 保護者向けメッセージの作成及び周知
- ・ 都立学校における春季休業の終了日の翌日から令和2年5月6日までの間の臨時休業措置
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策における「緊急事態宣言」に伴う都立学校の対応を通知
（区市町村には都の措置を参考に協力を要請）

(人事委員会事務局)

- ・ 採用試験の延期
（令和2年度「東京都職員I類B採用試験（一般方式・新方式）」及び「東京都職員I類A採用試験」）
- ・ 管理職選考の延期

(東京消防庁)

- ・ 各種行事の中止や縮小を決定
- ・ 各種救命講習等の休止
- ・ 各種法定講習（危険物取扱者保安講習、消防設備士講習等）の一部休止
- ・ 採用試験の延期（令和2年度「東京消防庁消防官（専門系及びI類）」）
- ・ 管理職選考及び昇任試験の延期
- ・ 予防関連届出書類等の郵送による受付を開始
- ・ 事業者の休業に伴う関係者に対する火災予防を注意喚起

○ 都庁舎・事業所共通

- ・ 各執務室等入口前に消毒液設置、石鹸の設置や手洗い等を呼びかけるポスターの掲示
- ・ イベント開催時における感染予防対策の協力依頼
- ・ 来客対応を行う職員等のマスク着用実施
- ・ ウイルスに対する注意喚起を促す掲示物の設置・貼り出し

新型コロナウイルス病原体検査実施等の状況

(令和2年1月24日～4月21日 速報値)

＜検査実施状況＞

(件)

検査実施人数 (累計)	検査実施件数 (累計)		
	合計	都内発生	その他(チャーター機 ・クルーズ船等)
9,124	20,481	19,704	777

- (注) 1 同一の対象者について複数の検体を検査する場合あり
 2 医療機関が保険適用で行った検査については、4月15日分まで実施件数を計上
 3 検査実施人数には、医療機関による保険適用での検査人数、チャーター機帰国者・クルーズ船乗客等は含まれていない

＜検査陽性者の状況＞ (都内発生分)

(人)

陽性者数 (累計)	入院中	軽症・中等症		重症	死亡	退院
		軽症・中等症	重症			
3,439	2,461	2,399	62	81	897	

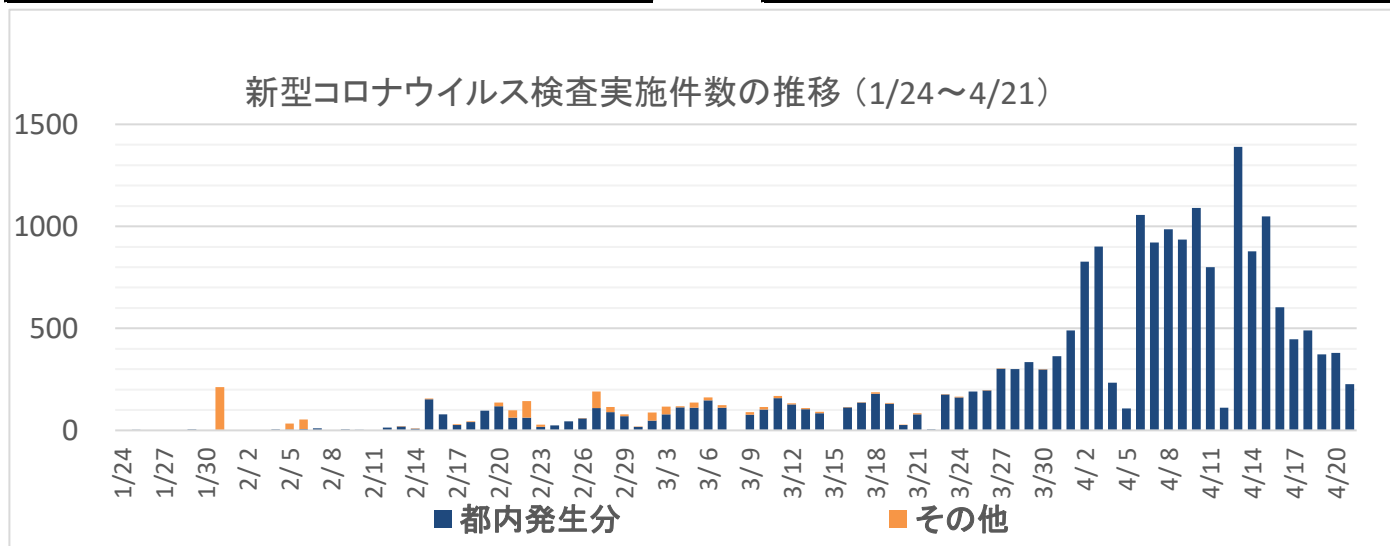
- (注) 1 都内において疑い例又は患者の濃厚接触者として検査を行ったものについて掲載
 (陰性確認、チャーター機帰国者、クルーズ船乗客等は含まれていない。)
 2 「入院中」には、入院調整中・宿泊療養に移行した方を含む
 3 陽性者数は4月22日時点

新型コロナウイルス病原体検査実施等の状況（日別）

＜速報値＞

	曜	検査実施件数		
			都内発生分	その他
1/24	金	0	0	0
1/25	土	3	3	0
1/26	日	0	0	0
1/27	月	1	1	0
1/28	火	0	0	0
1/29	水	5	5	0
1/30	木	1	1	0
1/31	金	212	2	210
2/ 1	土	1	1	0
2/ 2	日	0	0	0
2/ 3	月	0	0	0
2/ 4	火	5	5	0
2/ 5	水	33	4	29
2/ 6	木	54	6	48
2/ 7	金	10	10	0
2/ 8	土	0	0	0
2/ 9	日	4	4	0
2/10	月	3	3	0
2/11	火	0	0	0
2/12	水	13	13	0
2/13	木	20	19	1
2/14	金	11	9	2
2/15	土	156	152	4
2/16	日	78	78	0
2/17	月	30	27	3
2/18	火	44	40	4
2/19	水	96	96	0
2/20	木	136	119	17
2/21	金	99	62	37
2/22	土	143	62	81
2/23	日	29	18	11
2/24	月	24	24	0
2/25	火	44	44	0
2/26	水	59	58	1
2/27	木	191	110	81
2/28	金	114	90	24
2/29	土	79	69	10
3/ 1	日	19	18	1
3/ 2	月	87	48	39
3/ 3	火	117	79	38
3/ 4	水	119	113	6
3/ 5	木	136	111	25
3/ 6	金	161	147	14
3/ 7	土	123	111	12
3/ 8	日	0	0	0

	曜	検査実施件数		
			都内発生分	その他
3/ 9	月	89	76	13
3/10	火	115	103	12
3/11	水	169	158	11
3/12	木	133	128	5
3/13	金	109	104	5
3/14	土	91	84	7
3/15	日	0	0	0
3/16	月	115	113	2
3/17	火	138	137	1
3/18	水	186	180	6
3/19	木	135	131	4
3/20	金	27	26	1
3/21	土	84	79	5
3/22	日	5	5	0
3/23	月	177	176	1
3/24	火	165	162	3
3/25	水	191	191	0
3/26	木	196	195	1
3/27	金	304	303	1
3/28	土	301	301	0
3/29	日	335	335	0
3/30	月	299	298	1
3/31	火	363	363	0
4/ 1	水	489	489	0
4/ 2	木	827	827	0
4/ 3	金	901	901	0
4/ 4	土	234	234	0
4/ 5	日	108	108	0
4/ 6	月	1,057	1,057	0
4/ 7	火	921	921	0
4/ 8	水	986	986	0
4/ 9	木	935	935	0
4/10	金	1,090	1,090	0
4/11	土	800	800	0
4/12	日	112	112	0
4/13	月	1,389	1,389	0
4/14	火	877	877	0
4/15	水	1,049	1,049	0
4/16	木	604	604	0
4/17	金	447	447	0
4/18	土	489	489	0
4/19	日	373	373	0
4/20	月	379	379	0
4/21	火	227	227	0
(累計)		20,481	19,704	777



※医療機関が保険適用で行った検査については、4月15日分まで実施件数を計上

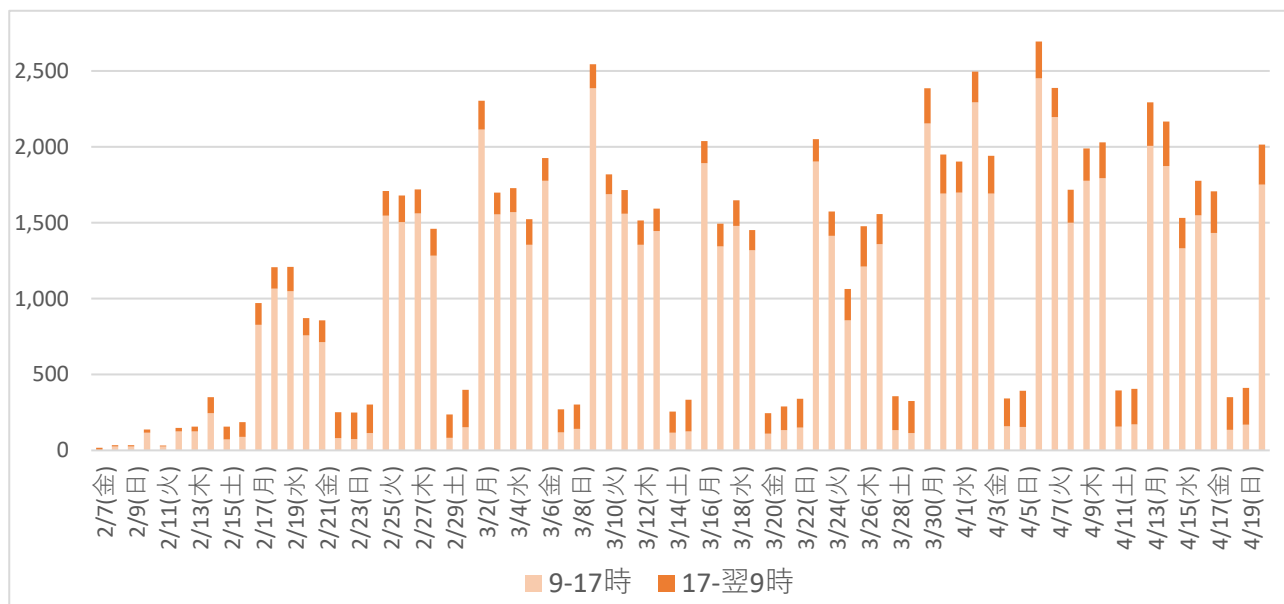
新型コロナ受診相談窓口（帰国者・接触者電話相談センター）の 受付状況について

1 開設日時及び受付時間・設置機関

令和2年2月7日（金）午後5時 開設

受付時間	設置機関
平日：日中 各保健所の開所時間による（概ね午前9時～午後5時）	各保健所の相談センター
平日：午後5時～翌午前9時 土日祝日：終日	都・特別区・八王子市・町田市 合同電話相談センター

2 相談対応件数（日別）



*2/7のみ午後5時～翌午前9時の対応

3 相談対応件数（累計）

9-17時	72,520
17-翌9時	12,570
計	85,090

新型コロナコールセンター（新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口）の受付状況について

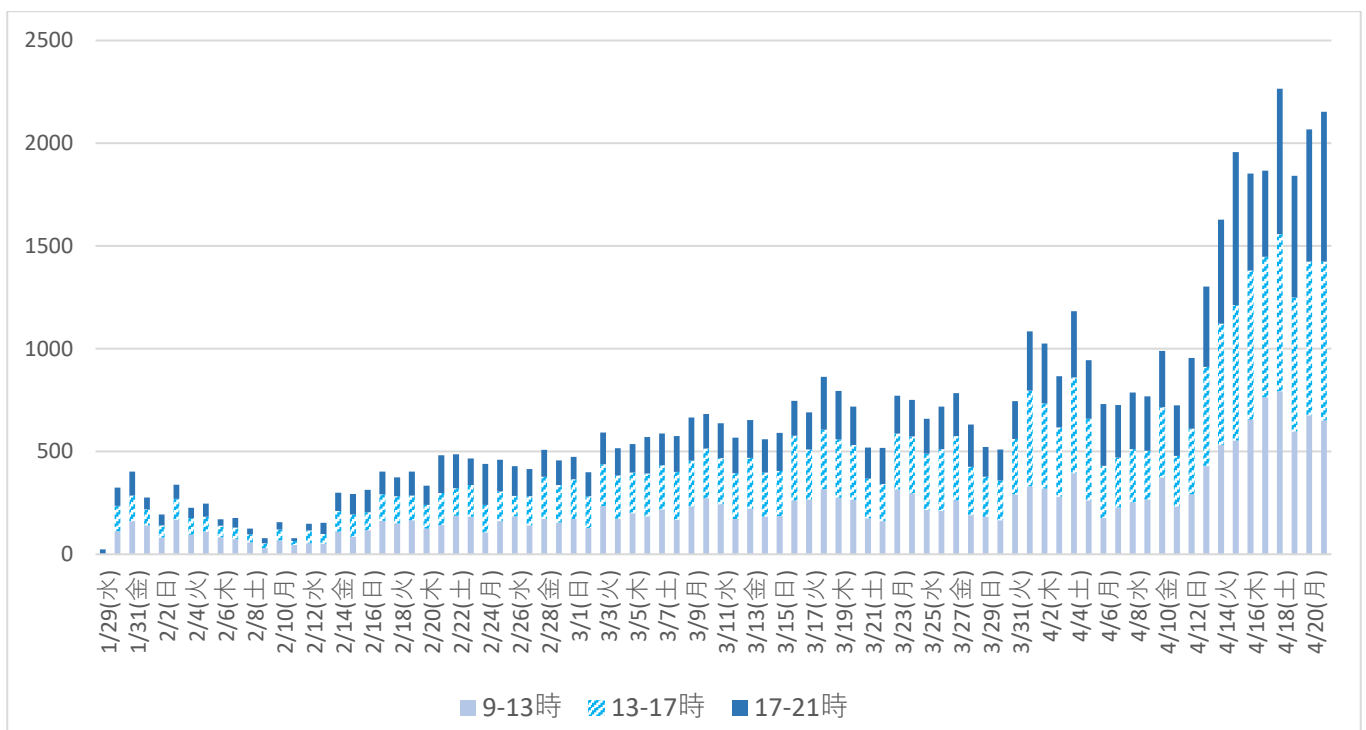
1 開設日時及び受付時間

令和2年1月29日（水）午後6時 開設

受付時間：午前9時から午後10時まで（土、日、祝日含む）

※4月21日（火）より受付時間を午後9時までから午後10時までに延長

2 相談対応件数（日別）



*1/29のみ午後5時～午後9時の対応 *2/28より回線増加、多言語対応等を実施

*3/12、4/1、4/13より回線増加

*4/21より午後10時までに延長

3 相談対応件数（累計）

9-13時	19,569
13-17時	20,517
17-21時	16,863
計	56,949

新型コロナウイルス感染症対策に関連した 条例の制定について

東京都における新型コロナウイルス感染症の まん延の影響を受けた者の権利利益の 保全等を図るための特別措置に関する条例

- 令和2年第1回臨時会において成立
- 施行日：4月22日
- 主な内容
 - 新型コロナウイルスのまん延の影響を受けた者について、都条例等に基づく手続の延長や免責を定めることで権利利益の保全等を図る
- 延長手続等の詳細は、東京都総務局のホームページにて公開

東京都における公共工事の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドラインの策定

令和2年4月
財務局

目的

都発注工事における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置や感染者が発生した場合の対応等について基本的な内容を示す

ガイドラインの内容

- (1) 工事現場における感染拡大防止措置
- (2) 感染拡大防止措置が困難な場合の対応
- (3) 工事現場において感染者が発生した場合の対応
- (4) 受注者の希望による工事の一時中止等

周知等

- ・ 各局の工事監督員を通じ、各工事現場等の受注者へ周知
- ・ 区市町村、建設業団体、鉄道事業者などの民間発注者へ情報提供

いのちを守る STAY HOME 週間 ～STAY HOME, SAVE LIVES～

実施期間 4月25日（土）～5月6日（水）

新型コロナウイルスの感染爆発の重大局面にある今、都民のいのちを守るため大型連休における都民への外出抑制などを強化するとともに、緊急事態措置が全国へ拡大されたことから、東京発で、他県とも協力して広報を展開する。

取組事項	実施内容案
<p>① 在宅を進めるため、都民・企業への呼びかけ・取組を強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「STAY HOME 週間」ポータルサイトを東京都公式ホームページ内に開設（24日15時～） ・共通ロゴマークを作成し、統一的な広報展開を推進 ・TVCM、Web、SNS等の媒体を活用し、呼びかけを強化 <都民向け> <ul style="list-style-type: none"> ・お買い物における外出時間を分散するため、3日に1回程度のお買い物を呼びかけ ・不要不急の帰省や旅行など他の道府県への移動の自粛要請 ・交通機関を通じた外出自粛等の呼びかけ <事業者向け> <ul style="list-style-type: none"> ・企業に対する12日間の連続休暇の呼びかけ ・出勤抑制、テレワークの推進 ・働く人のお住まい付近の宿泊施設を活用したテレワークの推進 ・お店の混雑緩和策の工夫について、業界団体と連携 <都立公園等での3密を解消するための取組>
<p>② 外出抑制の仕掛けづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <在宅を楽しむためのコンテンツ> <ul style="list-style-type: none"> ・「片づけコンサルタント」の近藤麻理恵さんなどの多彩なアーティストからの出演動画を掲載予定 ・「東京動画」にSTAY HOME週間 特設コーナーを設置し、おすすめ動画をまとめて掲載 ・民間事業者と連携した若者向け動画コンテンツ提供 「東京動画」×「C CHANNEL」共同プロジェクト ・「おうちで運動」コンテンツ配信 <家で子育てを楽しむためのコンテンツ> <ul style="list-style-type: none"> ・「とうきょう子育てスイッチ」サイトの活用 <家で過ごす子供たちの学びを支援> <ul style="list-style-type: none"> ・学びの支援サイトやテレビ番組の活用
<p>③ 首都圏で連携・協力した広報展開</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「STAY HOME週間」について、一都三県共同キャンペーンを実施するとともに、区市町村にも呼びかけ

東京都新型コロナウイルス感染症対策



STAY HOME
ウチで過ごそう

いのちを守る
STAY HOME週間

STAY HOME, SAVE LIVES

4/25~5/6

令和2年4月23日

いのちを守る STAY HOME 週間 ～STAY HOME, SAVE LIVES～

取組期間 4月25日(土)～5月6日(水)

新型コロナウイルスの感染爆発の重大局面にある今、都民のいのちを守るため大型連休における都民への外出抑制などを強化するとともに、緊急事態措置が全国へ拡大されたことから、東京発で、他県とも協力して広報を展開する。

1. 在宅を進めるため、都民・企業への呼びかけ・取組を強化
2. 在宅を楽しむため、外出抑制の仕掛けづくり
3. 首都圏で連携・協力した広報を展開

1. 在宅を進めるため、都民・企業への呼びかけ・取組を強化

- 「STAY HOME 週間」ポータルサイトを東京都公式ホームページ内に開設
様々なコンテンツにより、在宅での過ごし方を提案
- 共通ロゴマークを作成し、統一的な広報展開を推進
- TVCM、Web、SNS等の媒体を活用し、呼びかけを強化



1. 在宅を進めるため、都民・企業への呼びかけ・取組を強化

「STAY HOME 週間」にご協力をいただける方々で
多彩なアーティストに打診中

・近藤 麻理恵

(片づけコンサルタント)

その他様々なアーティストと調整中

※今後、ポータルサイトに随時追加予定

(敬称略)

1. 在宅を進めるため、都民・企業への呼びかけ・取組を強化

① 都民向け

- 不要不急の帰省や旅行など他の道府県への移動の自粛要請
- 鉄道や高速バス等の交通機関を通じた都民への外出自粛等の呼びかけ（ポスター等）



② 事業者向け

- 企業に対する12日間の連続休暇の呼びかけ
- 出勤抑制、テレワークの推進
- 働く人のお住まい付近の宿泊施設を活用したテレワークの推進

1. 在宅を進めるため、都民・企業への呼びかけ・取組を強化

③ 都立公園等での3密を解消するための取組

	主な取組
都立公園	公園利用の自粛呼びかけ、駐車場・遊具広場を閉鎖
海上公園	利用自粛の呼びかけ、駐車場・遊具広場の閉鎖
自然公園	自然公園施設の休館、駐車場の閉鎖

- ※ 高尾山ケーブルカーの運休（4月25日～5月6日）
- ※ 奥多摩周遊道路の駐車場の閉鎖（4月25日～5月6日）

④ スーパーや商店街での3密を解消するための取組

【諸外国の例】（報道ベース）

○ニューヨーク

開店前に高齢者専用の買い物時間を設定
ソーシャルディスタンスによる入場者の列
店内は通路が一方通行

○ロンドン

スーパー等での入店者の制限
店の前では、2m間隔で並ぶことを推奨

○中国（湖北省）

各家庭で3日に1人

【都民の皆様へ】

お買い物における外出を分散するため、毎日のお買い物を3日に1回程度に変えてみましょう。

なお、食料品などは十分な供給がされています。必要以上の買いだめなどはしないでください。

⑤ 商店街での3密を解消するための取組

【商店街の自主的な取組を支援】

大規模な商店街による、自主休業や、3密回避など独自の取組を支援

- 「STAY HOME週間」に商店街の加盟店が一体で取り組む「自主休業」に対し、「奨励金」を交付
- 3密回避に向けた商店街の取組に「補助金」を支出
 - ＜取組例＞
 - ・過密防止の横断幕やチラシの作成
 - ・商店街への来街者に注意喚起を呼び掛け
 - ・カラーコーンなどによるソーシャルディスタンス確保の掲示 等

お店の混雑緩和策～工夫の具体例～

店内が混み合ったり、行列ができないような工夫を業界団体と連携して進めていく

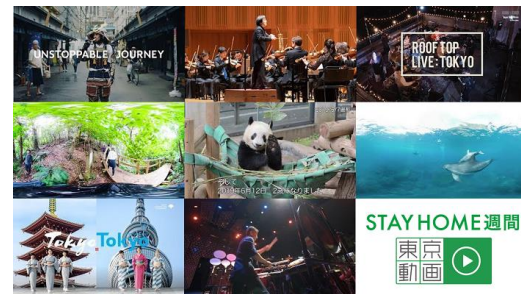
【取組事例】

- ホームページやSNSによるオフピーク情報の発信
- 高齢者、障害者、ヘルプマーク着用者、妊婦など、専用の買い物時間の設定
- 惣菜等のバラ売りからパック詰めへの変更
- 品出しの時間を工夫するなど、開店時の行列誘発の回避
- 買い物カゴ数制限による入店抑制
- 曜日・時間帯による特売やポイントアップの中止
- イートインスペースの中止・袋詰めスペースの拡大 など

2. 在宅を楽しむため、外出抑制の仕掛けづくり

家を楽しむためのコンテンツ

- 『東京動画』 STAY HOME 週間
特設コーナーを設置
- 『C CHANNEL』 と連携した
若者向け動画コンテンツ提供





コロナ対策でやらなければならないことを
みんなで考えよう！



コロナ対策として、やらなければならないことを覚えやすくするために、このSTAY HOME 週間に向けて、「コロナ対策 いろはカルタ」を考えてみましょう。都民の皆様のアイデアを募集します。詳しくは「STAY HOME 週間」ポータルサイトで！

(例) 愛してる 家族のために 距離を開け
帰らない 両親のため 地元には
在宅の 勤務が普通 令和の時代

募集開始：4月24日（金）15時
締 切：4月26日（日）17時

2. 在宅を楽しむため、外出抑制の仕掛けづくり

家を楽しむためのコンテンツ 「おうちで運動」

テレワークの合間に、運動でリフレッシュを楽しむために

「オフィスdeエクササイズ」⇒ 簡単エクササイズを紹介

「TOKYO style」⇒ 家でも取り組める“ついでにスポーツ”を紹介

障害の有無や年齢に関わらず、おうちで楽しむために

「おうちでできる簡単な運動動画」(4/28配信予定)

「ラジオ体操キャンペーン」(4/27～5/26)

アスリートからのメッセージをおうちで楽しむために

「アスリートから都民の皆さんへ」 (近日中配信予定)



2. 在宅を楽しむため、外出抑制の仕掛けづくり

※4月24日(金)公開予定

家で子育てを楽しむためのコンテンツ

○ 「とうきょう子育てスイッチ」サイトの充実

家族が楽しく過ごすための情報や子育て情報を紹介するサイトをまとめた専用ページを作成

《コンテンツの例》

○屋内遊びの紹介動画（工作、体操など）

○子育てに役立つ情報（親子クッキング、事故防止など）

○パパ・ママ同士の子育て交流サイト



2. 在宅を楽しむため、外出抑制の仕掛けづくり

家で過ごす子供たちの学びを支援

- 学びの支援サイトを活用した家庭学習
 - ◇東京ベーシック・ドリル
 - ◇これならできる！自由研究
 - ◇ほん・本・ごほん など
- 小学生の生活や学習の習慣付けを支援するための
テレビ番組
- 各学校から出された宿題に取り組む

教育庁HP

学びの支援サイト



東京ベーシック・ドリル



ベードル

がくしゅう はじ
学習を始める



TOKYO MX (月～金)
8:30～9:00及び
14:56～14:58)

3. 首都圏で連携・協力した広報展開

- 一都三県共同キャンペーンを実施するとともに、
区市町村にも呼びかけ

いのちを守る
STAY HOME 週間



STAY HOME
ウチで過ごそう

STAY HOME, SAVE LIVES

4/25~5/6

企業のみなさまへ

連続休暇やテレワークの推進で
徹底的に通勤抑制を！

都民・県民のみなさまへ

これまで以上に外出の自粛を！

- ✓ 必要な買い物はなるべくお1人で！
- ✓ レジャー・旅行・帰省は控えよう！

東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県は
STAY HOME の取組を応援します！

「第 21 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和 2 年 4 月 23 日（木）16 時 00 分
都庁第一本庁舎 7 階特別会議室（庁議室）

【危機管理監】

それではただいまより第 21 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を実施いたします。

資料を 1 枚おめくりください。現在の状況です。主な国地域ごとの発生状況、昨日の 12 時時点で、表のような数になっております。下が国内の発生状況になります。感染者数 1 万 1350 名、死亡者の方が 203 名というのが、昨日の昼時点でのデータになっております。都の発生状況は一番下のところにあります 22 日の 23 時の時点で、都で 3439 名の方が発生をしているという状況になります。

資料を 1 枚おめくりください。国の動きに関しましては、大きな動きはございません。

1 枚めくっていただきまして、4 月 22 日に、第 30 回の国の対策本部会議が実施をされております。皆様のお手元には 29 回と 30 回の国の感染症対策本部会議の資料を配布をしておりますので、後程ご参照ください。

都の動きですが、4 月 15 日に第 20 回の対策本部会議を実施しております。1 枚おめくりください。都の対応に関しましては、新しいところはございません。

新型コロナウイルス感染症の 1 枚おめくりいただきまして、各局の対応になります。このページでは財務局のところは後程、財務局長からということですのでよろしいですね。

それでは、資料を 1 枚おめくりください。この中で生活文化局になります。資料の中ほどやや下に計量検定所におけます、検定の緊急対応と、それから、生活面で不安などを抱える外国人の方の相談に多言語で対応する東京都外国人新型コロナ生活相談センターを開設、また、新型コロナウイルス感染症に関する情報発信するテレビ番組等を、新たに開始するなど、情報発信を強化しているところです。東京動画の STAY HOME の話はこの後、知事の方からお話いただく予定です。

資料を 1 枚おめくりください。中ほど産業労働局の中の一番下の下線部、東京都感染拡大防止協力金の申請受付を開始いたしました。

資料を 1 枚おめくりください。このページに関しましては新しいところはございません。

資料の次のページになりますが、新型コロナウイルス病原体検査実施等の状況になります。検査実施の人数につきましては累計で 9124、件数につきましては 2 万 481 件の検査を実施しております。陽性患者の状況に関しましては下にある通りです。陽性者数 3439 名、

退院が右端 897 名という形になっております。

次のページおめくりください。検査実施等の状況の日別の状況になります。

1 枚おめくりいただいて新型コロナ受信相談窓口の受付状況になります。一番下のところの相談件数ですが、累計で 8 万 5090 件の相談を受け付けております。

資料 1 枚、次に進んでいただきまして、新型コロナのコールセンターの受け付け状況になります。一番下の欄ですが、累計で 5 万 6949 件の相談件数を受けております。

資料 1 枚おめくりいただきまして条例の制定につきまして、これは総務局長からお願いでよろしいですか。

【総務局長】

総務局でございます。

新型コロナウイルス感染症対策に関連した、条例の制定についてでございます。新型コロナ感染者のまん延の影響を受けた者の、行政上の権利利益の保全を図るために、特別措置に関する条例を、先日行われました、第 1 回臨時会で成立いたしております。この条例に関しては、従前政令が出された場合について専決でやる予定となっておりますけれども、この時点まで政令がなかったものですから、臨時会で可決・成立したものでございます。それぞれの手続きにつきましては各局で、条例の趣旨をよくかんがみて、検討していただきたいと思っております。以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。

資料 1 枚おめくりください。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のガイドラインの策定というところで、財務局長からお願いいたします。

【財務局長】

財務局でございます。

こちらの東京都における公共工事の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドライン、こちら昨日策定をいたしました。各局にはすでにお知らせ通知をしておりますが、この場では改めてお知らせをさせていただきます。こちらの今月 15 日の緊急対策第 4 弾を踏まえまして、東京都発注工事におきます基本的な内容を示したものでございます。その内容、まず一つ目が工事現場における感染拡大防止措置ということで、作業従事者の健康管理などについて、記載をしております。2 点目が、感染拡大防止措置が困難な場合の対応ということで、その場合工事中止をするなど、こういった対応を取るかということに記載してございます。また 3 点目といたしまして、工事現場において感染者が発生した場合の対応ということで、現場の閉鎖、保健所等への連絡、そういった対応についてフロー図等を示しながら、お示しをしております。最後に受注者の希望による工事の一時中止等ということで、そ

の場合には受注者の責によらないものとして、工事を一時中止するということを、そういった旨を記載してございます。こちらのガイドラインにつきましては、電子調達システムのホームページに掲載をするとともに、各局の工事監督員を通じまして、各工事現場の受注者に周知をするほか、区市町村でございませつか、関連する建設業の団体等民間の発注者にも情報提供を行って参ります。以上でございませつか。

【危機管理監】

ありがとうございました。

資料1枚おめくりください。命を守る STAY HOME 週間の総括表でございませつか。これにつきましては後程本部長の方からお話をいただきます。

その他各局からご発言等ございませつか。よろしいですか。スカイプで参加をされております。各局長等の皆さんでご発言がありましたら、ミュートを解除して、ご発言をお願いします。よろしいですか。

それでは、本部長からお願いいたします。

【知事】

連日ご苦労さまでございませつか。

4月7日に緊急事態宣言が出されまして、そのあと、多くの都民や事業者の皆様方に、外出の自粛、そして施設の休業等で、実践をしてご協力いただいております。心から感謝を申し上げたいと存じます。

一方で都内ではいまだに新たに感染者が毎日、百名以上の高水準で推移。今日は、先ほどの速報で134名の陽性者が出ているということでもあります。そうした中でこの大型連休に備えまして人の流れは激しくなることが予想されて、人と人との接触が増えることで、より一層の感染拡大が進むということが強く懸念されるところであります。

そこで、4月25日から5月6日、までの12日間を、いのちを守る STAY HOME 週間、ゴールデンウィークではありません、STAY HOME 週間、そして STAY HOME、STAY In Tokyo、SAVE LIVES、家にいましょう、そして東京にいましょう。命を守りましょうということで、企業の休業、そして都民の外出抑制など、一層進めるための取り組みを展開して参ります。

いのちを守る STAY HOME 週間であります。

第1に、在宅を進めるために、都民、企業への呼びかけを強化します。

第2に、在宅をずっと楽しむために、外出抑制の仕掛けを作って参ります。

第3に首都圏で連携、協力した広報を展開いたして参ります。

これらの三つの取り組みをパッケージにしまして展開をする。そして、とにかく家にいていただき、人と人との接触の機会を減らしていただく。このことが感染症拡大の防止の最善最短の道であります。

まず、STAY HOME 週間ですが、ポータルサイトを東京都の公式ホームページ内に作ります。これは 24 日 15 時に開設することとなります。そこには様々なコンテンツを掲載して、在宅での過ごし方を提案していくというものであります。

それから共通のロゴマークをつくりまして、これになりますけれども、テレビで CM、Web、SNS など効果的な媒体を活用しまして、統一的な広報を進めて参ります。

ポータルサイトですけれどもその中にはですね、この休みの間に、「よし、家を片づけよう」という人がいらっしゃるかと思います。断捨離をしよう。ということで、片付けコンサルタントの「こんまり」さん、近藤麻理恵さんなどからも、片付けのポイントなどを示す動画をいただく予定になっています。

これからもこの取り組みにご協力いただける方々からの動画やコンテンツを充実させていく予定でございます。このホームページ、随時確認をしてもらいたいと思います。

それから都民の皆様にはこれまでご協力いただいた外出の自粛に加えて、この大型連休中におけます、不要不急の帰省や旅行など、他の道府県への移動の自粛を強くお願いを申し上げます。鉄道、高速バスなどの交通機関を通じて、このポスター等を使って、呼びかけて参ります。赤と黄色のかなり目立つポスターになっているかと思います。

事業者の方々には、12 日間の連続休暇、そしてさらなる出勤の抑制、テレワークの推進についての呼びかけを行う。また働く人のお住まいの近くでテレワークの場を提供する宿泊施設や、その利用を希望する都内の事業者をマッチングさせて、都心などの職場への移動を減らすための取り組みを開始。

それから都立公園であります。3 密を避けるための取り組みについて、利用自粛の呼びかけや駐車場、それから遊具、広場、自然公園のキャンプ場などの施設を閉鎖いたします。それから高尾山のケーブルカーですが事業者のご協力を得まして、4 月 25 日から 5 月 6 日まで、ケーブルカーの運休ということになります。

奥多摩周遊道路であります。地元の町村からの要望もあって、まずは駐車場の閉鎖ということになります。

それからスーパー商店街での、いわゆる 3 密を解消するための取り組みでございます。諸外国でもですね、様々な工夫をしているところでもあります。中国、ここは各家庭で 3 日に 1 人、買い物にということですが、武漢の例、最初に都市封鎖をして武漢では 1 週間に 1 回というような制限を加えていた、という報道もあります。

都民の皆さんにはですね、この毎日の買い物を 3 日に 1 回程度に変えていただきたい。それから食料品など、十分な供給がされておりますので、必要以上の買い溜めなどしないようお願いをいたしますし、またメディアの皆様方にも様々な工夫をしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、お店の混雑緩和策ですけれども、様々な事例がございます。業界団体と連携しての取り組みを進めて参ります。

次に外出抑制の仕掛けづくりであります。在宅を楽しむための様々なコンテンツを用意

いたしております。先ほどの「こんまりさん」の動画も同じであります。東京都の公式動画チャンネル「東京動画」がございますが、こちらに STAY HOME 週間特設コーナーを設置しまして、おうち時間を楽しむためのおすすめ動画を満載していくということで、東京動画と動画メディアで Cチャンネルという、おしゃれな若者向けの動画のコンテンツがあります。動画がありますけれども、ここと連携しまして、Cチャンネルの中で、「一緒に乗り越えよう、今年のゴールデンウィークは STAY HOME 週間」と銘打ちまして、若者向けの動画コンテンツを提供。

それから、コロナ対策としてやらなければならないことを覚えやすくするために、STAY HOME 週間で、「コロナ対策いろはかるた」を、都民の皆さんのアイデアとともに進めていくということでもあります。4月26日の午後までに、「あいうえお」でかるたを作ってくださいということでもあります。「帰らない両親のため、地元には」、帰ると、帰ることによって、感染症の不安といいたしましょうか、それをもたらすことになること、また「在宅の勤務が普通令和の時代」等等、皆さんで考えていただきたい。

それから都民の皆さんがおうちでリフレッシュできるように、体を動かすコンテンツも用意しております。テレワークの合間に軽いエクササイズ。そして障害の有無・年齢にかかわらず、おうちでできる運動を楽しんでいただく、またアスリートからのメッセージも配信する予定となっております。

家で、子育てを楽しむためのコンテンツで、東京子育てスイッチのサイトがございますが、こちらを充実させて、家族が楽しく過ごしたための情報、子育て情報の紹介をして参ります。

それから学校の休業でございますけれども、家で過ごす子供たちの学びの支援として、学びの支援サイト、そしてまたテレビ番組で東京おはようスクールの放映。家庭学習の習慣付を支援して参りますので、活用していただきたい。

最後ですけれどもこのいのちを守る STAY HOME 週間であります。首都圏で連携した広報を行って参ります。1都3県、共同キャンペーンの実施ということでありまして、都内の区市町村にも呼びかけをし、都民に周知を図って参ります。

このいのちを守る STAY HOME 週間、STAY HOME、STAY In Tokyo、SAVE LIVES。この取り組みで、外出の自粛、企業の急遽などを、より一層推進して、都民そして事業者の皆様とともに、この国難を乗り越えていきたい。

そして引き続き、そのためのご協力をお願いしたいと存じます。

新型コロナウイルスの感染の拡大を食い止めるには、とにかく人と人との接触を減らす。専門家は「8割減らせ」ということですが、今はちょうど高止まりした数字は2週間前の数字であります。これをもう一段、いやもう2段下げていくためには、これからの2週間が、これは死活的に東京にとって、日本にとって、死活的に重要な期間になります。

STAY HOME 週間、STAY HOME してください、おうちにいてください。そんなことをしっかりと東京都として、都民の皆さんに訴えていきたい。そしてそれを、数で、2週間後に確認できるように、ご協力、最後までよろしくお願いを申し上げます。ともに頑張っ

りましょう。ありがとうございました。

【危機管理監】

ありがとうございました。引き続きよろしく願いいたします。

以上をもちまして第 21 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を終了いたします。